

福岡県公報

令和 3 年 11 月 12 日
第 250 号

目 次

告 示 (第927号 - 第934号)

○特定猟具（銃器）使用禁止区域の指定	(自然環境課)	1
○鳥獣保護区特別保護地区の指定	(自然環境課)	2
○土地区画整理事業の換地処分の完了届出	(都市計画課)	3
○鳥獣保護区の存続期間の更新	(自然環境課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
公 告		
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	6
○令和 3 年度福岡県ふぐ処理師試験の実施	(生活衛生課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10

告 示

福岡県告示第927号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同

条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

令和 3 年 11 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 田形特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

八女市のうち、国道442号と星野川左岸（山内橋）の交点を起点として、同国道を東へ進み旧黒木町との境界線の交点に至り、同境界線を南東へ進み県道湯辺田八女線と接続し、同県道を西へ進み主要地方道久留米立花線に接続し、同主要地方道を北へ進み星野川左岸（星野川橋）と接続し、同河川左岸を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和 3 年 11 月 15 日から
令和 13 年 11 月 14 日まで

2 御清水ヶ池特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

行橋市のうち、御清水ヶ池全域

(2) 存続期間

令和 3 年 11 月 15 日から
令和 13 年 11 月 14 日まで

3 力丸ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宮若市のうち、県道八木山若宮線と県道八木山公園線との接続点を起点とし、県道八木山公園線を北東へ進み市道野峠・廣瀬 2 号線との交点（力丸野外スケート場跡）に至り、同市道を南へ進み力丸ダム堰堤に至り、同堰堤を南東へ進み市道有高・夫婦木線に接続し、同市道を南へ進み市道三瀬・妹夫木線に至り、同市道を力丸ダムに沿って西へ進み市道三瀬・荒谷平線に接続し、同市道を南西へ進み県道八木山若宮線（三瀬橋）に至り、同県道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和 3 年 11 月 15 日から

令和13年11月14日まで

4 別府浦池特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福岡市及び糟屋郡久山町のうち、久山町大字山田の主要地方道筑紫野古賀線と久山町道塚崎深町線の交点を起点とし、同主要地方道を南東へ進み主要地方道福岡直方線に接続し（深井交差点）、同主要地方道を南西へ進み福岡市道東部清掃工場線に接続し、同市道を北西へ進み市道蒲田1165号線に接続し、同市道を北東へ進み福岡市環境局管理道路に接続し、同管理道路を北西へ進み久山町道辺原管牟田線に接続し、同町道を北東へ進み町道塚崎深町線に接続し、同町道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和3年11月15日から

令和13年11月14日まで

5 宗像市江口地区特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宗像市のうち、県道遠賀宗像自転車道線と新山川左岸の交点を起点とし、同自転車道を南西へ進み市道自然の家線を経由し、市道新川先線に接続し、同市道を北西へ進み同市道終点から釣川右岸を北へ進み河口の干潮時海岸線に至り、同干潮時海岸線を北東へ進み新山川に至り、同川左岸を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和3年11月15日から

令和13年11月14日まで

6 松延池特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

筑前町のうち、町道二夕・篠隈・長者町線と町道吹田・松延線の交点を起点とし、町道二夕・篠隈・長者町線を西へ進み町道松延・吹田・森原線との交点に至り、同町道を北へ進み県道山家西小田線との交点に至り、同県道を北東へ進み町道西原・耳田線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道吹田・松延線との交点に至り、

同町道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和3年11月15日から

令和13年11月14日まで

福岡県告示第928号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

令和3年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特別保護地区の名称

白鳥鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

北九州市若松区に所在する男島の最北端の岬を起点とし、同島東側の海岸線の干潮線に沿って約500メートル進み白鳥国家石油備蓄基地の北護岸に至り、同地点から白鳥国家石油備蓄基地の埋立地と地山の境界に沿って約900メートル進み白鳥国家石油備蓄基地の西護岸に至り、同地点より南西に進み海岸線に至り、干潮線に沿って北西に約350メートル進んだ地点に至り、同地点から西に100メートルの海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北に進み男島最北端の岬北方100メートルの海面に至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域、ハンドー島、桂岩並びに北九州市若松区に所在する女島全島及び女島最北端の黒瀬岬を起点とし、干潮線に沿って西へ約800メートル進んだ地点に至り、同地点から南西に100メートル進んだ海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北西へ進み、更に北東へ進み黒瀬岬の海上100メートルに至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域

3 存続期間

令和3年11月15日から

令和13年11月14日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分
集団繁殖地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

白島鳥獣保護区は、北九州市若松区脇田の沖合い8キロメートルに位置し、男島、女島の2島を中心にしてハンドー島、桂岩から構成されており、通称白島と呼ばれている。男島、女島共にその北西部は断崖絶壁となっており、周辺には岩礁がある。

男島の南東部分に隣接した白島国家石油備蓄基地内には作業員が常駐しているが、当該区域とは施錠されたフェンスで仕切られており、当該区域内は無入である。島内は、タブノキ、ヤブニッケイ、シロダモ等の樹木、ノシラン、ムサシアブミ、キノクニスゲ等の草本のほか、トベラ、ハマヒサカキ、ハマウド等の海岸性植物が密生している。このような自然環境を反映して、当該区域はオオミズナギドリの繁殖を確保するため特に重要な中核的区域となっている。

また、福岡県レッドデータブック2011で絶滅危惧Ⅱ類に指定されているカラスバト（天然記念物）やハヤブサのほか、ミサゴ等の繁殖が確認されている。また、当該区域の海上部分はオオミズナギドリ、白島周辺で確認されている絶滅危惧ⅠA類のカンムリウミスズメ（天然記念物）の採餌場所として重要である。

このため、当該区域全域が鳥類の集団繁殖地として重要であることから、県指定の特別保護地区に指定し、当該地域で集団繁殖する鳥類及びその繁殖地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

当該区域内は無入のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

福岡県告示第929号

粕屋町酒殿駅南土地区画整理事業の施行者である粕屋町酒殿駅南土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が令和3年10月19日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

令和3年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第930号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

令和3年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 三塚山鳥獣保護区

(1) 区域

大牟田市のうち、市道歴木瓦町線と主要地方道大牟田高田線との交点を起点とし、同主要地方道大牟田高田線を南へ進み主要地方道大牟田植木線と接続し、同主要地方道を北西へ進み私鉄三井三池鉄道線との交点に至り、同軌道敷地跡地を北西へ進み市道浄真町橋線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道歴木瓦町線と接続し、同市道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和3年11月15日から

令和13年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、大牟田市南東に位置しており、不知火ゴルフ場を含み、クス、コナラ、シイ等の広葉樹を主とした樹木が多く、下層植生にはヤブツバキ、フユイチゴ、イヌビワ、ネズミモチ等が生育していることから、ウグイス、メジロをはじめとする多様な鳥獣が生息している。

また、当該区域内には住宅地や市民の森があり、野生鳥獣と身近にふれあい、それらの保護思想を普及啓発するのに適している。このため、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

2 白島鳥獣保護区

(1) 区域

北九州市若松区に所在する男島の最北端の岬を起点とし、同島東側の海岸線の干潮線に沿って約500メートル進み白島国家石油備蓄基地の北護岸に至り、同地点から白島国家石油備蓄基地の埋立地と地山の境界に沿って約900メートル進み白島国家石油備蓄基地の西護岸に至り、同地点より南西に進み海岸線に至り、干潮線に沿って北西に約350メートル進んだ地点に至り、同地点から西に100メートルの海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北に進み男島最北端の岬北方100メートルの海面に至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域、ハンドー島、桂岩並びに北九州市若松区に所在する女島全島及び女島最北端の黒瀬岬を起点とし、干潮線に沿って西へ約800メートル進んだ地点に至り、同地点から南西に100メートル進んだ海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北西へ進み、更に北東へ進み黒瀬岬の海上100メートルに至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域

(2) 存続期間

令和3年11月15日から
令和13年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団繁殖地の保護区

イ 指定目的

白島鳥獣保護区は、北九州市若松区脇田の沖合い8キロメートルに位置し、男島、女島の2島を中心にしてハンドー島、桂岩から構成されており、通称白島と呼ばれている。男島、女島共にその北西部は断崖絶壁となっており、周辺には岩

礁がある。

男島の南東部分に隣接した白島国家石油備蓄基地内には作業員が常駐しているが、当該区域とは施錠されたフェンスで仕切られており、当該区域内は無入である。島内は、タブノキ、ヤブニッケイ、シロダモ等の樹木、ノシラン、ムサシアブミ、キノクニスゲ等の草本のほか、トベラ、ハマヒサカキ、ハマウド等の海岸性植物が密生している。このような自然環境を反映して、当該区域はオオミズナギドリ等の繁殖を確保するため特に重要な中核的区域となっている。

また、福岡県レッドデータブック2011で絶滅危惧Ⅱ類に指定されているカラスバト（天然記念物）やハヤブサのほか、ミサゴ等の繁殖が確認されている。また、当該区域の海上部分はオオミズナギドリ、白島周辺で確認されている絶滅危惧ⅠA類のカムリウミスズメ（天然記念物）の採餌場所として重要である。

このように当該区域は鳥類の集団繁殖地として重要であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域で集団繁殖する鳥類の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

当該区域内は無入のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

3 八屋鳥獣保護区

(1) 区域

豊前市及び築上郡吉富町のうち、町道小犬丸界木線と山国川左岸（河川区域を除く。）との交点を起点とし、同町道を西へ進み佐井川橋を経て市道八屋・三毛門線に接続し、同市道を西へ進み市道宇島・清水町線を経て県道宇島港線に接続し、同県道を北へ進み宇島港突堤に至り、同突堤の最北端から海面上を東へ進み吉富町の遠見番所跡突堤から海上を北へ1,500メートル進んだ点に至り、同地点から南へ1,500メートル進み遠見番所跡突堤に至り、同番所跡から山国川左岸を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和3年11月15日から
令和13年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分
集団渡来地の保護区

イ 指定目的
当該区域は、豊前市から築上郡吉富町に及ぶ海岸区域と、周辺の海水面区域を含んでおり、鳥類の採餌場となる干潟が広がっている。
また、渡来する鳥類の種類・個体数も多く、渡り鳥の越冬地として重要な地域になっていることから、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する鳥類の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針
(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
(ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

福岡県告示第931号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
糸島市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第932号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
糟屋郡久山町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第933号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和50年2月6日福岡県告示第150号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第934号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

糸島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

実習船「海友丸」第2種中間検査受検及び修繕工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立水産高等学校 共同運航事務局

(2) 所在地

福津市津屋崎四丁目46番14号

3 落札者を決定した日

令和3年10月13日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

長崎造船株式会社

(2) 住所

長崎県長崎市浪の平町4番2号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

76,120,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年8月31日

公告

令和3年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

令和3年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、ふぐの処理に3年以上従事したもの
- (2) (1)に該当しない者で、ふぐの処理に5年以上従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 食品衛生学
- ウ ふぐに関する知識
- エ ふぐの処理に関する実技

(2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
令和4年2月17日 (木曜日)	午前9時00分～ 午前9時30分	受付	福岡市中央区平尾二丁目 1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時30分～ 午前9時40分	受験上の注意事項等説明	
	午前9時40分～ 午前10時40分	衛生法規 食品衛生学 ふぐに関する知識	

午前11時10分～
午後5時00分

ふぐの処理に関する実技

3 受験手続及び受付期間

(1) 申請方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申請前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター（各区保健所）衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

ア 住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等記載のもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項又は第2項の規定により指定された個人番号が記載されていないもの）ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本

(イ) ふぐ処理従事証明書

(ウ) 1の(1)に規定する者にあつては、卒業証書の写し又は卒業証明書

(エ) 視覚若しくは精神の機能の障がいによりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断

書（申請前1月以内のもの）

(オ) 履歴書

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び生活衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズの用紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、令和3年12月17日（金曜日）から令和4年1月7日（金曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、令和4年1月7日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、令和4年3月11日（金曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健所等及び生活衛生課に掲示し、福岡県公報に登載し、及び福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健所等又は生活衛生課に対して行うこと。

郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要を、同

条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）ドラッグコスモス酒殿店

(2) 所在地 糟屋郡粕屋町酒殿「酒殿駅南土地区画整理事業」仮換地：16街区の3、4、5、6

2 法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

ア 歩車分離整備の不足について

住民説明会用配置図・平面図において、敷地内で歩行者と自転車がどこを通行するのが全く示されていません。交通安全対策の基本は歩車分離整備であるにもかかわらず計画案から完全に抜け落ちています。

南側歩道から来店する歩行者と自転車の安全を守るため、出入口No.1とNo.2の中間地点に歩行者自転車用通路を設け、歩道と店舗出入口の間を安全に誘導してください。

イ 北側の住宅・公園ゾーンに車を進入させる危険性について

北側住宅地に面する出入口No.3を、歩行者自転車専用出入口に変更し、車を通さないでください。

計画案は出入口No.3から北側の住宅・公園ゾーンに車が通り抜けることを前提としていることから、周辺生活環境の悪化や各種トラブルの発生を案じます。

計画案どおり住宅・公園ゾーンにドラッグコスモス利用の車を進入させると、周辺住民が交通事故にあう危険性が必然的に高くなります。また、酒殿地区には2園の保育園（開園予定1園を含む）があり、保育園児の集団がドラッグコスモス酒殿店そばの公園周辺を頻繁に散歩することが想定されます。全国で発生した保育園児への車突っ込みのような痛ましい事故を未然に防ぐため、公園周辺への

車の侵入を防ぐ必要があります。

ウ 歩道に面する南側の出入口について

車が大通りと店舗敷地を出入りするときに、歩道上の人や自転車に車のドライバーの注意が行き届かずはねてしまうことが交通事故の典型的な事例としてあります。これを防ぐためには、出入りの混乱を防ぐ左折 I N 左折 O U T の徹底が望ましいですが、ドラッグコスモス酒殿店の立地状況では困難かと思われます。

そこで妥協案です。出入口No.1をO U T専用、出入口No.2をI N専用とするなど工夫をしてください。出入口の対向車に車のドライバーの注意を散漫させないことが重要です。

エ 通学児童の交通安全について

南側歩道は通学路で、多くの児童が通ります。店舗敷地に出入りする車と児童の接触事故が絶対がない整備としてください。そのために、交通誘導員等の人的措置だけでなく、通学路であることを車のドライバーに対して強調する整備を行ってください。車両出庫注意喚起システム等、効果的な整備を行ってください。

近畿や中部地方でのドラッグコスモス出店においては、既に高い交通安全意識に基づき上記ア～エの整備を行っていますので、粕屋町の出店においても同じように気を配ってください。

粕屋町は交通事故発生状況が悪い町です。交通事故の一部は粕屋町民がよく利用するドラッグコスモス既設店舗敷地内及び店舗周辺で発生しました。交通事故を防ぐには警察や役場が所管する交通安全施設整備が重要ですが、コスモス薬品様におかれましても、安全なまちづくりにおける事業所の社会的責任を果たすため、上記ア～エの案について検討・実施をお願いいたします。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

－

(4) 防災・防犯対策への協力

－

(5) 騒音の発生に係る事項

－

(6) 廃棄物に係る事項等

(7) 街並みづくり等への配慮等

「酒殿駅南地区地区計画を満たす計画とします。」と住民説明会資料に記載がありますがその詳細は不明のため、詳細について2点意見します。

ア 地区計画で定める「原色を避け、周辺環境との調和を図るなど景観に配慮する。」を満たすことについて

建設予定地は住宅街内にあり、近隣には歴史ある三宮神社があります。そのため、ドラッグコスモス酒殿店が周辺環境との調和を図るためには落ち着いた配色が求められます。酒殿駅南地区には、粕屋町内の既設店舗のようにピンクとグリーンを基調とした配色は調和しません。

ドラッグコスモス酒殿店については、奈良県のドラッグコスモス店舗のように茶とアイボリーを基調とする落ち着いた配色として、周辺環境との調和を図ってください。

イ 地区計画で定める「区域内においては、敷地内に植栽を施し、周辺と調和するように緑化を図る。」を満たすことについて

住民説明会用配置図・平面図に、植栽や緑化の記載が全くありませんので、緑化不十分な整備となることを危惧します。

開発直前の酒殿駅南地区は田畑の緑が広がる地域でした。土地利用を引き継ぐ者には、それまで田畑が担ってきた雨水の地下浸透やヒートアイランド現象緩和の役割を継承する社会的責任があります。

ドラッグコスモス酒殿店における緑化については、街路樹がない南側歩道沿いに芝生帯及び植栽を配置することが望ましいと考えますが、計画図を見る限り緑化を図るための広いスペースがないようです。この場合、駐車スペース面を全面的にグラスパーキング（芝生化駐車場）とすることで、酒殿駅南地区に調和する、量的に十分な緑化が実現できると考えます。

近畿や中部地方でのドラッグコスモス出店においては、既にグラスパーキング等を利用したとても立派な緑化整備をされていますので、粕屋町の出店においても同じように気を配ってください。

(8) その他

本件はコロナ感染症対策を理由に住民説明会を開催しなかったため、周辺住民への周知及び協議不十分のまま建設が開始されると思われます。令和3年度現在、コロナ感染症対策については3密の回避やオンライン活用等の方法がある程度確立されていることから住民説明会は開催可能であったので、不開催は周辺住民との対話を軽視した事業所の姿勢の表れと受け止めました。今後、地域の心情を大切にしたい開店準備をよろしく申し上げます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市平井一丁目1122番1、1122番2の一部、1122番3から1122番9まで及び2007番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市田熊五丁目19-21
元満 廣孝

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
直方市頓野1891番1から1891番10まで、1929番2、1941番1から1941番3まで、1941番5から1941番28まで、1941番30、1942番1、1942番5、1942番6、1954番1、1954番2及び1959番2から1959番7まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
直方市溝堀一丁目5番6号
協立ハウジング株式会社
代表取締役 竹本 千代

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字新津字石走り1521番1及び1521番3から1521番9まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都郡苅田町神田町1-4-18
有限会社坂本不動産
代表取締役社長 坂本 東二郎